

長野県における 環境保全型農業直接支払交付金について



化学肥料，化学合成農薬の5割低減の取組とセットで，地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援します。

地球温暖化防止に効果の高い営農活動

炭素貯留効果の高い堆肥
の水質保全に資する施用



カバークロープ(緑肥)



等

土壌中に炭素を貯留し地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い営農活動

有機農業



冬期湛水管理



等

様々な生物を地域で育み生物多様性保全に貢献

事業に取り組むには，申請書を提出する先の市町村※が多面的機能発揮促進法に基づく促進計画の第3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）を策定していることが必要です。

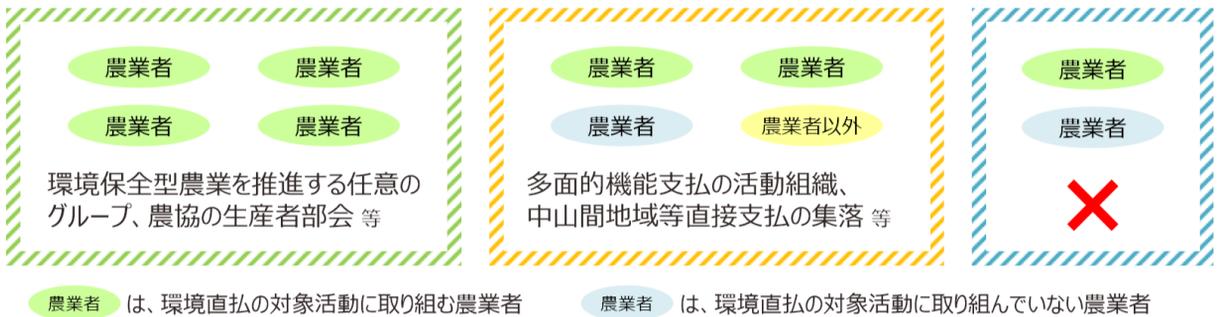
※農地の所在する市町村にあらかじめ申請が可能かお尋ねください。

1 支援対象者

申請主体（グループでの申請が原則です）

□ 農業者の組織する団体

申請する団体は、「環境保全型農業直接支払交付金」（以下、「環境直払」といいます。）の対象活動に取り組む農業者2戸以上で構成され、代表者、組織の規約を定め、構成員一覧の作成とともに、組織の口座が必要です。
※規約には本交付金の使途の記載が必須です
※市町村をまたいで団体を構成することも可能です



□ 一定の条件を満たす農業者

複数の農業者で構成される法人等、次の要件のいずれかを満たし市町村が特に認める場合は支援対象になります。

- ① 対象活動の取組面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上、または同一市町村内の対象活動の取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2となる12.6ha以上の農業者
- ② 農事組合法人などの複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

支援の対象となる農業者の要件

農業者の組織する団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境直払の支援の対象となるには、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 主作物について販売することを目的に生産を行っていること（10a未満では出荷伝票の写しなど、販売実績のわかる書類が必要）
- ② 環境負荷低減のチェックシートの各項目について取組を行うこと（P4,5参照）
- ③ 環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動）に取り組むこと（P6参照）
※中山間地域及び棚田地域ほ場や特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合は免除できる場合があります。

2 対象農地

農地の要件

次の要件をすべて満たす農地での対象活動が支援の対象となります。

- ① 各市町村の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画で定めた区域の**農業振興地域（青地、白地）内の農地**，生産緑地地区内の農地
- ② 所有もしくは利用権設定、または農作業受委託契約等、**書面で申請農地の権利を確認できる（三根拠書類がある）農地**

⇒生産物の販売名義および販売収入の処分権を有していること、作業受託の場合は主な基幹作業を受託していることが必要です。（利用権設定でも可）

※詳細については、農地の所在する市町村にお尋ねください。

申請面積の確認方法

確認に際し、以下のような**公的書類で確認する必要があります。**

- ・農地台帳、耕作者台帳
- ・共済細目書（農業共済をかけている面積）
- ・生産者の固定資産税の台帳や請求等（畦畔は除くこと）
- ・区画整理事業等の確定測量結果
- ・図測や実測
- ・（水田の場合）水田台帳
- ・（有機JASの場合）認証取得面積

また、申請対象は**法面、畦畔を除いた本地面積**です。

畦畔を除いた面積を公的資料にて確認できない場合は、畦畔率を求め、そこから算出を行います。

畦畔率の算出方法

- ・対象農地を抽出、実測し求めた平均畦畔率
- ・公的機関の発表した耕地面積及び本地面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

以下、ほ場整備事業完了地区等区画が整理されている地域に限る

- ・図測上の測量により求めた平均畦畔率
- ・標準区画面図から求めた平均畦畔率

申請面積の確定・切り捨てについて

面積に対し、過剰に支払われることのないよう、小数点以下を切り捨てた数値で申請を行います。切り捨ての方法に特に指定はありません。

■切り捨て方

- ①申請者の取組内容毎に切り捨てて足し上げ
- ②取組内容で足し上げて申請面積を切り捨て

例）Aさんが有機農業10.3a、Bさんが有機農業9.8aの申請

- ① で計算 Aさん：10.3a→10a
Bさん：9.8a→9a } 計10+9=19a

- ② で計算 Aさん10.3a+Bさん9.8a=20.1a⇒切り捨て計20a

※根拠台帳等の面積よりも過大な申請になってはいけませんが、**過小でも根拠が必要**です。

一部が家庭菜園や自給利用である等、過小である理由を証明する必要があります。

⇒原則台帳と同一かと思いますが、過小の場合は図測、実測等で対応ください。

環境負荷低減のチェックシートについて

農林水産省の各種補助事業において、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組が要件化となり、これまでの「みどりのチェックシート」から「環境負荷低減のチェックシート」に変更となりました。

本チェックシートは事業によってチェック項目等が異なり、本交付金においてはP5に示す様式第14号のとおりとなっています。

各項目について、農林水産省が作成した「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書農業経営体編」のP5以降の取組例を参考にいずれかの取組を行っていることで実施状況の欄にチェックが可能です。

(農林水産省HP)

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



例

(1) 適正な施肥

① 肥料の適正な保管 (以下の取組例いずれかに取組んでいればチェックできる)

- 肥料を直射日光や雨のあたらない場所に保管する
- 保管場所を定期的に清掃する
- 肥料を地面に直置きしない
- 肥料袋に傷みがないか確認する

翌年度も本交付金を活用予定の場合は、翌年度における取組計画をたて、項目右欄の翌年度取組計画欄にチェックを入れてください。

全ての項目において、取組の実施及び翌年度の計画をたて、全てのチェック欄を埋めて提出してください。

※取組において該当しない場合(例:有機農業において農薬を使用していない場合の(2)8の「農薬の適正な使用・保管」及び9の「農薬の使用状況の記録・保存」)は、斜線を入れてください

※翌年度本交付金を取組む予定がない場合は、「翌年度、本事業を取組まない」にチェックを入れてください

5割低減の取組とは

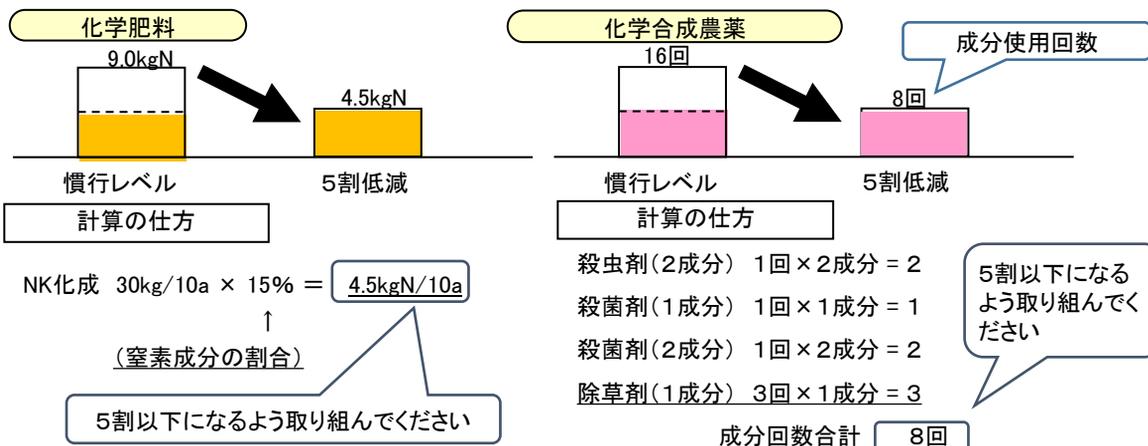
主作物について、化学肥料と化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから※原則5割以上低減する取組です。「環境保全型農業直接支払交付金 長野県における対象品目一覧」(P18~20)で確認ください。

※果樹の一部品目では農薬の3、4割低減の特認があります(P19,20参照)

算定の仕方

低減割合の比較に用いる慣行レベルは、個々の農業者の現行の施用量ではなく、県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。



3 事業要件(推進活動の実施)

- 農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下「推進活動」*1とといいます。）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施する必要があります。なお交付金を受ける農業者（支援対象農業者）全員が、1つ以上の推進活動を実施する必要があります。
- 農業者団体は原則として、**対象活動に取り組むすべての農業者が共通の活動を選択**する必要があります。
- ※ 以下の⑨または⑪に該当する場合については、市町村が認めた場合、推進活動を免除できます。⑨については、**取組面積の過半が中山間地または指定棚田地域である場合、共通様式第3号のチェック欄へ忘れずにチェックを記入**のこと。⑪については、認定者のみの免除であり、団体全員の実施免除ではないため、当該活動を行わない構成員は、推進活動を実施すること。なお、認定期間が年度途中に満了する場合は、申請年度の6月末時点が認定期間であれば、推進活動が免除されます。

- ◆ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
 - ①技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
 - ②実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
 - ③先駆的農業者等による技術指導
 - ④自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
 - ⑤ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- ◆ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
 - ⑥地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
 - ⑦土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定*2
- ◆ その他
 - ⑧耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
 - ⑨中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動を実施*3（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
 - ⑩農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
 - ⑪特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合*4
 - ⑫その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

*1 推進活動について

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

*2 土壌診断や生きもの調査等環境保全効果の測定について

推進活動としてこの項目を選択した場合、交付金の対象活動に取り組む農業者全員が土壌診断や生きもの調査等に参加する必要があります。また、**堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む農業者は**、土壌診断の実施が要件となっているため、推進活動として**土壌分析を選択することはできません**。

*3 中山間地及び棚田地域について

中山間地とは、地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法等）の指定地域や農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域が対象となります。また棚田地域とは、棚田地域促進法に基づき指定された指定棚田地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

*4 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について

みどりの食料システム法（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律）に規定される特定区域において、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者もしくは受ける見込みのある者が対象となります。詳細については、県庁農業技術課（Tel:026-235-7222）にお問い合わせください。

実施年月日や実施内容、参加者等がわかるように**推進活動を実施した記録を作成**します。（様式は任意）
実施内容がわかる書類は交付を受けた年度の翌年度から**5年間保管**が必要です。



4 対象活動

- 国際水準の有機農業及び化学肥料, 化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組(P4)と合わせて行う以下の対象活動に対して支援を行います。
- 1つのほ場において, **1作分**の対象活動実施面積が支援対象です**(複数の取組はできません)**。

	対象活動	10aあたり 交付単価 (国+県+市町村)	
全国共通取組	炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用		
	水稲	おおむね0.5t/10a以上おおむね1t/10a未満	2,200円
		おおむね1t/10a以上	4,400円
	水稲以外	おおむね0.5t/10a以上おおむね1t/10a未満	1,400円
		おおむね1t/10a以上おおむね1.5t/10a未満	2,800円
		おおむね1.5t/10a以上	4,400円
	カバークropp (緑肥の作付け)	6,000円	
	リビングマルチ(緑肥の作付け)		
	小麦, 大麦, イタリアンライグラス以外を作付け	5,400円	
	小麦, 大麦, イタリアンライグラスを作付け	3,200円	
	草生栽培(緑肥の作付け)	5,000円	
	不耕起播種	3,000円	
	長期中干し	800円	
	秋耕	800円	
有機農業の取組			
そば, 飼料用ソルガム, 飼料用とうもろこし以外の作物で炭素貯留効果の高い有機農業を実践する場合	14,000円		
そば, 飼料用ソルガム, 飼料用とうもろこし以外の作物	12,000円		
そば, 飼料用ソルガム, 飼料用とうもろこし	3,000円		
地域特認取組	冬期湛水管理		
	購入した有機質肥料の施用, 畦畔補強等の実施の場合	8,000円	
	購入した有機質肥料の施用, 畦畔補強等の未実施の場合	7,000円	
	購入した有機質肥料の未施用, 畦畔補強等の実施の場合	5,000円	
	購入した有機質肥料の未施用, 畦畔補強等の未実施の場合	4,000円	
総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信かく乱剤による害虫防除	8,000円		
有機農業取組拡大加算		4,000円	

※堆肥施用量におけるおおむねとは8割を指す。

※有機農業における3,000円/10aの品目について

有機農業における「生産局長が別に定める作物(そば, あわ, ひえ, きび及び飼料作物)」のうち, **長野県ではそば, 飼料用ソルガム, 飼料用とうもろこしを対象品目としている**。その他の作物については, 21, 22ページの有機農業対象品目作物一覧を参照のこと。

※年度をまたいだ場合は取組が完了した年度の単価となるため, 場合によっては交付単価が変更になることがある。

配分にあたっては, 全国共通取組が優先されます。

また, 本制度は予算の範囲内で交付金を交付するため, **申請額が予算を上回った場合は, 交付額が減額されることがあります**。

対象活動（全国共通取組）

1)炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用(堆肥の施用) 1/2

地球温暖化防止

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組です。



要件

- ①主作物が長野県地域慣行レベル（P18～20）に掲載されている作物であること。
- ②C/N比10以上であって腐熟した堆肥を使用する。
- ③堆肥の施用量は、（注1）

【稲わら堆肥】

- ア 稲わら堆肥とは、家畜ふん等を使わず稲わらのみを発酵させた堆肥で、堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント（乾物）以下のもの。
- イ 稲わら堆肥を水稻に施用する場合については、10アール当たり概ね1トン以上施用。
- ウ 稲わら堆肥を水稻以外の作物に施用する場合については、10アール当たり概ね1.5トン以上施用。

【稲わら堆肥以外の堆肥】☆下限値は10アールあたり0.5トン

- ア 稲わら堆肥以外の堆肥とは、家畜ふん堆肥（稲わらに家畜ふんを加えた堆肥で堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント（乾物）超のもの）やバーク堆肥等（注2）。
- イ 稲わら堆肥以外の堆肥を水稻に施用する場合については、10アール当たり0.5トン～1トンまでの間で施用。
- ウ 稲わら堆肥以外の堆肥を水稻以外の作物に施用する場合については、10アール当たりおおむね0.75トン以上（1.5トンまで）施用。

（注1）施肥タイミングが同じであれば2種類以上の堆肥を投入することで要件である施肥量を満たした場合においても支援の対象となります。（投入する堆肥いずれにおいてC/N比10以上の要件を満たす必要があります）

（注2）支援対象は、肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料として、農林水産省告示で定める堆肥の他に混合特殊肥料、指定混合肥料、混合堆肥複合肥料、汚泥肥料、菌体りん酸肥料及び混合汚泥複合肥料に含まれる堆肥と汚泥肥料及び菌体りん酸肥料になります。

また、指定混合肥料、混合汚泥複合肥料等のうち化学肥料分を含む肥料を施用する場合、化学肥料の窒素分は5割減の削減対象である化学肥料の窒素分量の算定に含まれます。

ただし、化学肥料分の含有量（割合）が不明な肥料については、5割減の確認ができないため対象外とします。

なお、汚泥を含む堆肥を自家製造して使用する場合、汚泥については重金属含有量等の安全性の観点から対象外とし、登録された普通肥料のみを対象とします。

対象活動（全国共通取組）

1)炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用(堆肥の施用) 2/2

③堆肥を施用する前（原則）に、毎年、土壤診断を実施すること。（注1）

☆土壤分析項目は、有機農業の加算措置では必須項目があるものの、堆肥における土壤分析の必須項目は定めていない。ただし、土壤診断結果に基づいて適正施肥を実施できるよう、最低限、窒素、リン酸、加里の分析を行うことを推奨する。

④堆肥施用量が長野県施肥基準を超える場合は、土壤診断結果に基づく施肥管理計画を作成し、栽培指針等による作物に必要な成分量（**窒素、リン酸**）を越えないように設計（注2）すること。

☆長野県施肥基準は以下より参照のこと

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/documents/naganoken.pdf>



⑤特殊肥料製造業者の届出されている業者からの購入（無償譲渡を含む）や、自給堆肥の場合は成分分析の実施により、堆肥の成分量が証明されていること
成分量が分からない場合は、堆肥の成分分析を行うこと。

※原料・配合比率・製造工程等から同等であると考えられるものは過去の堆肥成分分析結果でも可。

＜成分量が分からない堆肥を施用する場合の堆肥の成分分析項目（注3）＞

ア 稲わら堆肥、牛ふん堆肥、バーク堆肥等（明らかにC/N比10以上の堆肥）の場合：窒素、りん酸、加里。

イ 豚ふん堆肥、鶏ふんの量が5割未満の堆肥等（C/N比10未満が想定される堆肥）の場合：C/N比（必須）、窒素、りん酸、加里。

（注1）土壤診断は、適正施肥のために実施していただくもの。分析項目は、作物の種類や土壤の状態等により異なるため、各ほ場の状況に応じて必要となる分析の項目を行うこと。

（注2）作成の場合、地域のほ場の土壤の状況やその後の管理が全く同様であれば、施肥管理計画は団体で1枚でも構わない。

（注3）いずれも窒素、リン酸、加里の分析は必須ではないが、妥当な施用量の算出に当たり、分析を推奨する。

2) 緑肥の作付 (カバークロップ, リビングマルチ, 草生栽培)

①カバークロップ

地球温暖化防止

主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組です。**※年度またぎに注意**



要件

- ①主作物が長野県地域慣行レベル (P18~20) に掲載されている作物であること。
- ② 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる播種量以上 (注1) 播種されていること。
- ③ 適正な栽培管理 (注2) を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること。

(注1) 種苗メーカーのカタログに記載された標準播種量以上の種子を播種すること。

(注2) 栽培期間は、春夏播きの場合は概ね2か月以上、秋冬播きの場合は概ね4か月以上を確保すること。但し、カタログ等により短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることができる。

※カバークロップに肥料や農薬等を使用する場合、主作物の使用量等にカウントされるので注意。

②リビングマルチ

地球温暖化防止

水質保全

主作物の畝間に麦類や牧草類を作付けする取組です。



要件

- ①主作物が長野県地域慣行レベル (P18~20) に掲載されている作物であること。
- ② 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる播種量以上 (注1) 播種されていること。
- ③ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること。

(注1) 種苗メーカーのカタログに記載された標準播種量以上の種子を播種すること。リビングマルチとしての播種量がカタログ等に記載されていない場合は、カバークロップとしての播種量の1/2以上を播種すること。

③草生栽培

地球温暖化防止

水質保全

果樹または茶の園地に緑肥を作付けする取組です。



要件

- ① 主作物がりんご、ぶどう、なし、もも (ネクタリン含む)、おうとう、すもも (プルーン含む)、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず、キウイフルーツまたは茶であること。
- ② 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる播種量以上 (注1) 播種されていること。
- ③ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること。

(注1) 種苗メーカーのカタログに記載された標準播種量以上の種子を播種すること。

(緑肥の取組に関する注意事項)

前年にすき込んだカバークロップの種子からある程度の発芽が見込まれたため、一部の出芽不良の箇所のみ播種を行った場合は、カタログ等に記載された標準播種量未満となり、上記②の要件を満たさないため支援対象となりません。

3)不耕起播種

地球温暖化防止

麦・大豆ほ場の全面耕起を行うことなく播種する取組です。



要件

- ① 主作物が麦（小麦、大麦）または大豆であること。
- ② 主作物について、前作の畝を利用し、畝の播種部分のみを耕起する専用の播種機（乗用管理専用機又はトラクターに装着した専用のアタッチメントを含む。）による播種を行うこと。
- ③ 播種前に、茎葉処理型の除草剤を散布すること。

4)長期中干し

地球温暖化防止

水稲ほ場で通常よりも長期間の中干しを実施する取組です。



要件

- ① 主作物が水稲であること。
- ② 稲の生育中期に10アールあたり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

5)秋耕

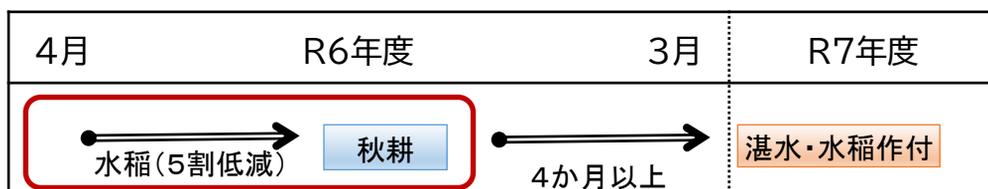
地球温暖化防止

水稲ほ場で秋季に耕うんを行い、翌春に湛水する取組です。



要件

- ① 主作物が水稲であること。
- ② 主作物の収穫後に耕うん（秋耕）を実施し、翌春に水稲の作付け（湛水）を行うこと。
- ③ 耕うんは湛水の4か月以上前に実施すること。



6)有機農業

生物多様性保全

地球温暖化防止



化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組です。

「**国際水準の有機農業**」の実施が必要です。

要件

- ① 主作物がP21,22において判定が「O」である作物であること。
 - ② 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。(注1,2)
 - ③ 周辺から使用禁止資材が飛来・流入しないように必要な措置を講じていること。
 - ④ 播種又は植付け前2年以上(注3)化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと。
 - ⑤ 有害動植物の防除を適切に実施していること。
 - ⑥ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。
- ✓ 毎年度6月末までに「**農場管理シート・現地確認チェックリスト(様式第1号および添付様式1)**」を提出し、主作物の生育期間中に市町村等による現地確認が必要です。(注4)

注1 「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」は、支援の対象となりません。

注2 化学肥料・化学合成農薬の使用に関しては、次のとおりです。

- ・ 「有機農産物の日本農林規格」別表1の肥料及び土壌改良資材、別表2の農薬については使用することができます。
- ・ 化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合(災害、病害虫で植え付ける苗等がない、そもそも種子の供給がない、など)は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、播種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く)が使用されていないものを使用することができます。(⇒理由がない限り、化学合成農薬および化学肥料を使用した種苗の使用は認められません。)
- ・ 植物防疫法に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除の際に化学合成農薬を使用する場合は対象となります(有機JAS認証取得ほ場の場合、認証は取消になります)。この時、当該年度の生産行程管理記録や警報が発令されたことがわかる書類等を提出することで、「農場管理シート・現地確認チェックリスト」の提出及び現地確認の実施を省略することができます。

注3 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農作物にあっては播種又は植付け前2年以上が転換期間となります。転換期間中も支援対象となりますが、転換中の区域について、有機農法と慣行農法を交互に行った場合は対象外となります。(初めて有機農業に転換を行う場合のみが対象となります。)

注4 有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、認定証の写し又は認証機関に提出した書類を様式第1号および添付様式1に代えることができます。

- 生産した農作物について「有機農産物、オーガニック」等の表示を行う場合には、有機JASの認定を取得する必要があります。

加算措置(炭素貯留効果の高い有機農業)の取組

+2,000円/10a (そば、飼料用ソルガム、飼料用とうもろこしは対象となりません)

土壌診断※を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかの取組を実施すること。

加算措置の実施要件は、それぞれの取組を単独で行う場合の実施要件に準じます。

ただし、有機農業における堆肥の施用については、地球温暖化防止効果が十分に発揮される4,400円/10aのメニュー(水稲:おおむね1トン/10a以上施用。水稲以外:おおむね1.5トン/10a以上施用)のみが加算措置の対象となります。

※水田の場合は可給態窒素(困難な場合はpH)、畑地の場合はEC(電気伝導度)が必須項目になります。必ず毎年実施してください。

有機農産物の日本農林規格（抜粋）

制定 平成12年1月20日 農林水産省告示第59号
 一部改正 平成15年11月18日 農林水産省告示第1884号
 全部改正 平成17年10月27日 農林水産省告示第1605号
 一部改正 平成21年8月27日 農林水産省告示第1180号
 一部改正 平成24年3月28日 農林水産省告示第833号
 一部改正 平成27年12月3日 農林水産省告示第2597号
 一部改正 平成28年2月24日 農林水産省告示第489号
 一部改正 平成29年3月27日 農林水産省告示第443号
 最終改正 令和4年9月22日 農林水産省告示第1473号

別表 1

肥料及び土壌改良材	基準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材(うち家畜排せつ物に限る)	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
油かす類	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰(苦土生石灰を含む。)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜(きのこ類及び山菜類を除く。)及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであつて、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	

肥料及び土壌改良材	基準
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

- ※ 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであることを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限り、使用されることが考えられます。
- ※ 使用した資材が別表1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。
- ※ 燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものは「化学的処理を行っていない」ものに該当します。

別表2

農薬	基準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
磷酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルバメクチン乳剤	
ミルバメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
次亜塩素酸水	

- ※ 使用した資材が別表2に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。

対象活動（地域特認取組）

冬期湛水管理

生物多様性保全

水稻栽培において冬期間の水田に水を張る取組です。



要件

- ①主作物が水稻であること。
- ②2か月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。（実施にあたり取水に係る水利権などの権利設定も含む）
- ②集団的な取組を推進するために、市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であり、かつ、生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成した計画とは、市町村等が作成した地域の環境保全に関する計画であって、以下の内容が記載されたものとする。
 - ア 生物多様性保全に関する市町村等の基本的な考え方が記載されていること。
 - イ 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置けられていること。
 - ウ 取組農業者に対し、市町村等の基本的な考え方や生物の生息状況等の情報を共有するために必要な取組を実施する旨について記載されていること。

【イトミミズ等のエサとなる購入した有機質肥料の施用】

購入した有機質肥料とは、土壤微生物や土壤動物（イトミミズ等）のエサとなる有機質資材のみを原料とした肥料であり、かつ、施用した10アール当たり購入金額が3,000円以上のもの。

（注1）有機質以外の資材が原料として含まれる「有機質入り肥料」は対象外。

（注2）冬期湛水管理の取組直前又は取組期間中に施用すること。それ以外の時期に施用したものは対象外。

（注3）有機質肥料の施用量は、次年産の水稻が倒伏することがないように窒素成分を考慮して施用すること。

【畦畔補強等の実施】

畦畔補強等とは、従来の漏水防止措置を指し、「湛水開始前の畦塗り」，「畦畔シートによる被覆」，「定期的なほ場巡回による畦畔等の補修」等、冬期間における水田の湛水状態を維持する取組とし、水稻作付けのための畦畔等の補修（田植えに向けた畦塗り等）は含めない。

（注1）畦畔がコンクリートブロックやプラスチック製カバー等により漏水防止の補修が必要ない場合は対象外。

（注2）ほ場巡回を行ったとしても、補修箇所がなかった場合は対象外。

対象活動（地域特認取組）

総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた 交信かく乱剤による害虫防除

生物多様性保全

化学合成農薬だけに依存せず、交信かく乱剤の使用を含む様々な防除技術を組み合わせて病害虫・雑草の発生を抑制する取組です。



要件

- ①主作物がりんご、もも、なし、すもも（プルーン含む）、キャベツ、レタスであること。
- ②長野県総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標の対象項目を**60%以上**実践すること。
- ③交信かく乱剤を適切な時期に効果の発現が確実に期待できる本数以上設置すること。

※IPM実践指標は以下の県ホームページよりダウンロードして利用ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp//nogi/sangyo/nogyo/kankyo/ipm.html>



交信かく乱剤の適切な設置本数について

交信かく乱剤は代表的なものに以下の商品があるが、設置本数は農薬登録の内容を遵守し、原則長野県病害虫・雑草防除基準を参考とすること。
(ラベルやメーカーカタログ等の写しを保管しておくこと。)

参考：令和6年長野県病害虫・雑草防除基準記載の交信かく乱剤とその設置本数

品目	代表的な商品名	10a設置本数	備考
りんご	コンフューザーR	100本	
	シンクイコンーL	100本	
もも	コンフューザーMM	120本	
	スカシバコンL	50本	
なし すもも (プルーン含む)	コンフューザーN	200本	
	ナシヒメコン	100本	
キャベツ、レタス	コナガコンープラス	100本	ツインチューブ製剤 2本/セット×50セット
		20m	ローブ状製剤
	コンフューザーV	100本	4本/セット×25セット

対象活動（有機農業の取組拡大加算）

生物多様性保全

地球温暖化防止

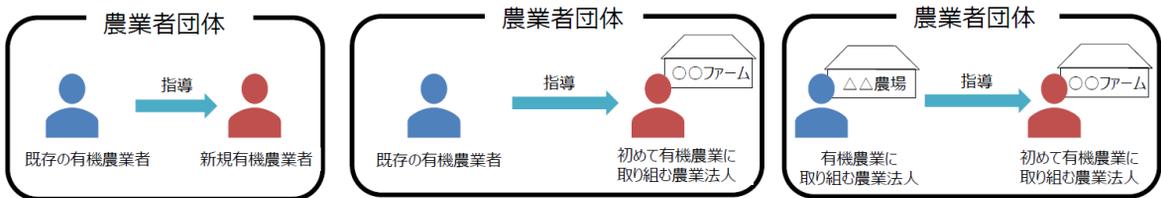
新たに有機農業に取り組む農業者の円滑な取組開始・定着においては、地域の既存の有機農業者からの技術面でのサポートが重要であるため、その拡大に係る取組を支援します。

要件



- ① **農業者団体**であること（個人および法人は対象外）
ただし、団体の一構成員に法人がいる場合は対象となる。
- ② 指導・助言・相談対応の活動を実施すること
- ③ **同一団体内で指導が行われること（他団体間では対象外）**

加算措置の対象となるケース



■指導を受ける農業者の要件

- ① 令和6年度から**新たに**有機農業の取組（**そば、飼料用ソルガム、飼料用とうもろこし以外の作物**）を開始すること（2年目以降は交付対象外）
- ② **有機農業の知識・技術指導が必要であると市町村が判断したこと**
→初めて有機農業に取り組むことが必要
すでに有機農業の知識や技術を有する者は対象外。
本交付金の申請は初めてでも、すでに有機農業の経験や知識がある方は対象外。
- ③ **どの作業について、いつ、どんな指導を受けたのか、作業日誌等に記録しておくこと**（注1）

■指導を実施する農業者の要件

- ① 本交付金における「有機農業」の取組（**そば、飼料用ソルガム、飼料用とうもろこしは対象となりません**）を実施すること
- ② 有機JAS認定者や長野県有機農業推進アドバイザー（注2）など、有機農業の技術や実績等から、指導者に値すると客観的に市町村が書面で確認できること

（注1） 交付にあたり根拠を確認する必要がありますので記録および市町村への提出をお願いします。

（注2） 長野県有機農業推進アドバイザーについては、県庁農業技術課（Tel：026-235-7222）へお問い合わせください

5 長野県における品目ごとの慣行レベル(肥料)

品目名	作型・品種等	地域	化学肥料の施用量(窒素成分量kg/10a)		
			化学肥料 節減栽培 農産物 県慣行 5割以下	県の慣行レベル (県慣行栽培)	
水稻		黒ボク土	5.5	11	
		非黒ボク土			
		上記以外の地域	4.5	9	
麦類	大麦		4	8	
	小麦		5	10	
そば			2	4	
大豆	標播	黒ボク土	1.5	3	
		上記以外	2.25	4.5	
	晩播	黒ボク土	0.75	1.5	
		上記以外	1.125	2.25	
野菜類	キャベツ	南・北佐久	12.5	25	
		上記除く地域	10	20	
	チンゲンサイ		7.5	15	
	はくさい	南佐久	12.5	25	
		北佐久、木曾	10	20	
		上記除く地域	9	18	
	レタス(玉レタス) 非結球レタス	南佐久	9	18	
		上記除く地域	8	16	
	セルリー	5~6月出荷	48	96	
		7月以降出荷	40	80	
	パセリ		17.5	35	
	みずな		7.5	15	
	みぶな		7.5	15	
	野沢菜		15	30	
	根深(軟白)ねぎ		12.5	25	
	葉ねぎ		12.5	25	
	ブロッコリー		13	26	
	カリフラワー		13	26	
	ほうれんそう		8.5	17	
	アスパラガス		15	30	
	トマト	半促成加温・無加温		16	32
		ハウス雨よけ		18.5	37
		ハウス抑制		10	20
	ミニトマト		15	30	
	きゅうり		20	40	
	なす		17.5	35	
	ピーマン	半促成加温・無加温		17.5	35
	すいか		5	10	
	かぼちゃ		5	10	
	ズッキーニ		10	20	
	いちご	半促成加温・無加温		12.5	25
	スイートコーン		12.5	25	
	ながいも	長野市松代		17.5	35
		上記以外の地域		15	30
	ばれいしょ		9	18	
	だいこん		7.5	15	
	たまねぎ		14	28	
	えだまめ		3.5	7	
	さやいんげん		10.5	21	
	さやえんどう		11.5	23	
にんじん		10	20		
にんにく		10	20		
カラーピーマン		17.5	35		
施設メロン	夏どり作型		7.5	15	
こまつな		7.5	15		
ケール		22.5	45		
りんご		7.5	15		
果樹	ぶどう	巨峰・ピオーネ・ロザリオピアン コ・ナガノパープル	5	10	
		上記以外の品種	7	14	
	なし	赤なし・西洋なし	10	20	
	もも(ネクタリン含む)		8	16	
	おうとう		6	12	
	すもも(ブルーベリー含む)		7	14	
	うめ		10	20	
	かき		12.5	25	
	ブルーベリー		3.5	7	
	くり		8	16	
	あんず		6	12	
	キウイフルーツ	下伊那	10.5	21	
その他	茶		29	58	
	こんにやく		7.5	15	
	飼料用とうもろこし		6	12	
	飼料用ソルガム		6	12	

5 長野県における品目ごとの慣行レベル(農薬1)

品目名	作型・品種等	地域	節減対象農薬の延べ有効成分数						
			農薬節減栽培 農産物 県慣行 5割以下	県の慣行レベル(県慣行栽培)※ 合計	殺菌剤	殺虫剤	植物 成長 調整剤	除草剤	
水稲			6	12	5	3		4	
麦類			2	5	3	0		2	
そば			0	1	0	1		0	
大豆			3	7	2	3		2	
野菜類	キャベツ	5~6月出荷	全域	7	15	8	6		1
		7月以降出荷	南佐久	10	20	11	8		1
			北佐久、上小 上記除く地域	11	22	12	9		1
	はくさい	5~6月出荷	全域	6	12	6	5		1
		7月以降出荷	南佐久	10	20	11	8		1
			北佐久・上小 上記除く地域	11	22	12	9		1
	レタス(玉レタス)	4~6月出荷	全域	5	11	6	4		1
		7月以降出荷	南佐久	8	17	8	8		1
			上記除く地域	9	19	9	9		1
	非結球レタス	4~6月出荷	全域	5	10	5	4		1
		7月以降出荷	南佐久 上記除く地域	7	15	7	7		1
	チンゲンサイ	4~6月出荷		4	9	4	4		1
		7月以降出荷		5	10	4	5		1
	セルリー	5~6月出荷		11	23	11	11	1	1
		7月出荷		15	31	15	15	1	1
		8月以降出荷		18	37	19	17	1	1
	みずな			5	10	4	6		0
	みぶな			5	10	4	6		0
	野沢菜	9月出荷まで		6	12	4	7		1
		10月以降出荷		5	10	4	5		1
	根深(軟白)ねぎ			10	21	9	11		1
	葉ねぎ			6	13	6	6		1
	ブロッコリー	5~6月出荷		7	15	6	8		1
		7~9月出荷		9	18	8	9		1
		10月以降出荷		8	16	6	9		1
	カリフラワー			8	16	6	9		1
	ほうれんそう	5~11月出荷		3	7	3	3		1
		上記以外の出荷		2	5	2	2		1
	アスパラガス	春どり作型		10	20	10	7		3
		2期どり作型		12	24	12	9		3
		長期どり作型		12	25	13	9		3
	いちご			24	48	23	24		1
	なす			11	22	12	9		1
ずいか			14	29	13	15		1	
かぼちゃ			5	10	5	4		1	
ズッキーニ			9	18	8	9		1	
スイートコーン			3	7	3	3		1	
ながいも			6	13	6	5		2	
ばれいしょ			4	9	4	4		1	
だいこん			5	11	4	6		1	
たまねぎ			9	18	10	6		2	
えだまめ			3	7	2	3		2	
さやいんげん			4	9	3	5		1	
さやえんどう			6	13	6	6		1	
にんじん	春まき		7	14	4	9		1	
	夏まき		7	14	3	10		1	
にんにく			4	8	5	3		0	
施設メロン	夏どり作型		9	18	9	8		1	
こまつな			4	9	3	5		1	

➤ 化学合成農薬は、果樹の一部品目について、下記のように特例がある。
りんご、もも、すもも、なし、西洋なし、ぶどう(巨峰)については、低減割合3割以上(いずれも露地栽培に限る)
おうとうについては、低減割合4割以上(露地栽培及び雨よけ栽培に限る)

5 長野県における品目ごとの慣行レベル(農薬2)

品目名	作型・品種等	地域	節減対象農薬の延べ有効成分数						
			農薬節減栽培 農産物 県慣行 5割以下	県の慣行レベル(県慣行栽培)※					
				合計	殺菌剤	殺虫剤	植物 成長 調整剤	除草剤	
果樹	りんご	早生種	下伊那	17	34	18	13		3
			諏訪、上伊那	16	32	17	12		3
			佐久、上小、中信	15	30	14	13		3
			長野、北信	15	31	14	14		3
	中・晩生種	下伊那	18	37	20	14		3	
		諏訪、上伊那	17	35	18	14		3	
		佐久、上小、中信	17	34	16	15		3	
		長野、北信	17	35	17	15		3	
	ぶどう	巨峰系 (露地・無加温)	東信、長野、北信	12	24	12	9		3
			諏訪、上下伊那	12	24	13	8		3
			中信	11	23	11	9		3
		巨峰系(加温)	東信、長野、北信	9	19	9	8		2
			諏訪、上下伊那	9	19	10	7		2
			中信	9	18	8	8		2
		欧州系 (露地・無加温)	東信、長野、北信	13	27	15	9		3
			諏訪、上下伊那	13	27	16	8		3
			中信	13	26	14	9		3
		欧州系(加温)	東信、長野、北信	11	22	12	8		2
			諏訪、上下伊那	11	22	13	7		2
			中信	10	21	11	8		2
米国系	デラウエア	9	19	8	8		3		
	コンコード、ナイアガラ	10	21	10	8		3		
加工用ぶどう	コンコード、ナイアガラ	10	21	10	8		3		
	その他	11	23	12	8		3		
なし	赤なし(雨水を除く)	上下伊那	17	34	16	15		3	
		上記除く地域	15	30	13	14		3	
	二十世紀・南水	上下伊那	18	37	20	14		3	
		上記除く地域	16	33	17	13		3	
	西洋なし	上下伊那	17	34	17	14		3	
		上記除く地域	15	30	14	13		3	
もも(ネクタリン含む)	上下伊那	16	32	17	12		3		
	長野、北信	15	31	15	13		3		
おうとう		上記除く地域	15	31	16	12		3	
すもも(ブルーベリー含む)			7	15	6	7		2	
うめ			13	27	11	13		3	
かき			10	20	11	6		3	
ブルーベリー			10	20	9	8		3	
くり			5	10	3	5		2	
あんず			5	11	3	6		2	
キウイフルーツ			9	19	10	6		3	
その他	茶	下伊那	6	13	5	5		3	
	こんにやく	下伊那・木曾	4	8	3	5		0	
	飼料用とうもろこし		2	5	2	1		2	
	飼料用ソルガム		1	3	0	0		3	
			1	2	0	0		2	

品目名	作型・品種等	地域	農薬節減栽培 農産物 県慣行 5割以下	節減対象農薬の延べ有効成分数				
				県の慣行レベル(県慣行栽培)※				
				合計 y 収穫数をx週と する	収穫 開始前 a	収穫期 間中 週当たり 使用 b	植物成長 調整剤 c	除草剤 d
野菜	パセリ		右記合計の5割以下の成分数となる(小数点切捨て)	y=a+bx+c+d	8	1.7		0
		半促成加温・無加温			1	1	1	1
	トマト	ハウス雨よけ			1.2	1	1	1
		ハウス抑制			1.5	1	1	1
		半促成無加温			11	1	1	1
	ミニトマト	ハウス雨よけ			13	1	1	1
		半促成加温・無加温			8	1.5	0	1
		ハウス雨よけ			12	1.5	0	1
	きゅうり	ハウス抑制			10	1.5	0	1
		露地			12	1.5	0	1
		半促成加温・無加温			8	0.8	0	1
	ピーマン	露地			8	1	0	1
		カラーピーマン			10	1	0	1
	ケール				8	0.5	0	1

5 長野県における有機農業対象品目一覧

栽培期間中に慣行で肥料や農薬を使用する品目が対象です。以下の表にない品目は県庁農業技術課 (Tel:026-235-7222) までお問い合わせください

番号	類分類	作物名	作物名に含まれる別名、 地方名、品種名等の例	判定 ○:可 ×:否	判定根拠
1	仁果類	なし	日本なし、西洋なし、中国なし	○	①
		りんご		○	①
2	もも類	もも		○	①
		ネクタリン		○	①
3	小粒核果類	あんず	アブリコット	○	①
		うめ		○	①
		すもも	プラム、ブルーン	○	①
4	核果類	おうとう	さくらんぼ	○	①
5	ベリー類等の小粒果実類	ぶどう	小粒種ぶどう (デラウェア、シラガブドウ、やまぶどう)、大粒種ぶどう (巨峰系⑤倍体品種、2倍体米国系品種、2倍体欧州系品種、3倍体品種他)	○	①
		ブルーベリー		○	①
6	ベリー類	ラズベリー		×	⑤
		かき		○	①
7	果樹類	キウイフルーツ		○	①
		くり		○	①
		かんしょ	さつまいも、シモンいも	○	④
8	いも類	こんにゃく		○	①
		さといも	えひいも、たけのこいも、やつがしら、セレバス	○	②
		ばれいしょ	じゃがいも	○	①
		やまのいも	やまといも、自然薯、丸いも、ながいも、とっくりいも、いせいも、いちょういも、つくねいも、だいじょ	○	①
		かぶ	赤かぶ、赤菜、温海かぶ、稲核菜、大かぶ、鬼首菜、源助カブナ、こかぶ、小牛田菜、聖護院かぶ、酢苣菜 (すぐきな)、長禅寺菜、津田かぶ、天王寺かぶ、鳴沢菜、羽広菜、ひのなかぶ (日野菜)、福島菜、紅かぶ、ゆるぎかぶ (万木かぶ)	○	②
9	根菜類	ごぼう		○	②
		しょうが	根しょうが	○	③
		だいこん	葉だいこん、だいごんな	○	①
		にんじん	金時にんじん、西洋にんじん、鳥にんじん	○	①
		たまねぎ		○	①
		にんにく	ジャンボニンニク、エレファントガーリック、グレートヘッドガーリック	○	①
11	鱗茎類 (葉物)	にら	黄にら	○	②
		ねぎ	九条ねぎ、加賀太ねぎ、千住ねぎ、やぐらねぎ、下仁田ねぎ、リーキ、わけねぎ、ポワロ、西洋ねぎ	○	①
12	豆類 (種実)	あずき	大納言	○	②
		いんげんまめ	いんげん、きんときまめ、とらまめ、うずらまめ	○	②
		えんどうまめ		○	④
		そらまめ		○	③
		だいず		○	①
		べにばないんげん	はなまめ	○	豆類で分類

番号	類分類	作物名	作物名に含まれる別名、 地方名、品種名等の例	判定 ○:可 ×:否	判定根拠
12	豆類 (種実)	らっかせい	なんきんまめ、ピーナッツ	○	③あり、慣行的に化学肥料、化学合成農薬が使用されている
13	豆類 (未成熟)	えだまめ		○	②
		さやいんげん	ヒラザヤインゲン、モロッコインゲン	○	①
		さやえんどう	きぬさやえんどう、スナックえんどう、砂糖えんどう、スナップエンドウ	○	①
		未成熟しかくまめ	ウリズン、トウサイ	×	⑤
14	うり類 (未成熟)	きゅうり	乙事赤うり	○	①
		しろうり	あおうり、カリモリ、はぐらうり、青しまうり、くろうり、桂うり	○	③あり、慣行的に化学肥料、化学合成農薬を使用
		ズッキーニ		○	①
		にがうり	つるれいし	○	②
15	うり類 (成熟)	かぼちゃ	日本かぼちゃ、西洋かぼちゃ、べぼかぼちゃ (ズッキーニを除く)	○	①
		すいか		○	①
		メロン	アールスメロン、アムスメロン、アンデスメロン、エリザベスメロン、キンショウメロン、キンショーメロン、クインシーメロン、タカミメロン、ハニーデューメロン、ババイヤメロン、プリンスメロン、ハミウリ	○	② (施設メロン①あり)
16	なす科果菜類	しよくようほおずき	ゴールデンベリー、トマティロ、ブランドチェリー	○	④があり、慣行的に化学肥料、化学合成農薬が使用される。
		トマト		○	①
		ミニトマト		○	①
		なす		○	①
		甘長とうがらし	伏見とうがらし、万願寺とうがらし、三宝とうがらし、ひもとうがらし	○	③があり、慣行で化学肥料、化学合成農薬が使用される
		ししとう	ししとうがらし、獅子唐、葵ししとう	○	③があり、慣行で化学肥料、化学合成農薬が使用される
17	はなやさい類	カリフラワー	はなやさい、さんごしょう、ロマネスコ、カリフローレ	○	①
		フロッコリー		○	①
18	あぶらな科莖野菜	コールラビ	球莖カンラン、蕪キャベツ	○	④があり、慣行で化学肥料、化学合成農薬が使用される
		からしな	黄からしな、葉からしな、やましおな、レッドアジアマスタード、グリーンマスタード、セリフォン	○	非結球アブラナ科で分類
19	非結球あぶらな科葉菜類	ケール	ハゴロモカンラン、リョクヨウカンラン	○	①
		こまつな	小松菜	○	②
		タアサイ	仙台雪菜、タアサイ (ターサイ、ターツァイ、如月菜、きさらぎな、瓢菜、ひさごな、縮み菜、ちぢみな)	○	②
		チンゲンサイ	青梗菜	○	①

番号	類分類	作物名	作物名に含まれる別名、 地方名、品種名等の例	判定 ○:可 ×:否	判定根拠
19	非結球あぶらな科葉菜類	なばな類	あさまこな(朝熊小菜)、あすっこ、アレッタ、おおさきな(大崎菜、芹田菜)、太田かぶ(やる菜)、オートムボエム(アスパラ菜、愛味菜)、大月菜、大野菜、かいらん、かきな(かき菜、宮内菜、宮崎菜、C O菜、川流れ菜、五月菜、芯切菜)、勝山水菜(平泉寺水菜、郡水菜、さんまい水菜、北市水菜)、くきたちな(会津茎立菜、カブレ菜、縮緬茎立菜)、ケールッコラ(なばなの栽培)、こうさいたい(紅葉苔)、こまつな(なばなの栽培)、さいしん(菜芯、油菜芯)、三景雪菜、四川児菜(子持たかな、祝雷)、たべたい菜、チーマデラーバ、チンゲンサイ(なばなの栽培)、チンゲンルッコラ(なばなの栽培)、摘菜花、つぼみな(つぼみ菜、三陸つぼみ菜、あでやかつぼみ菜)、なばな(なのはな、はなな)、のらぼうな(のらぼう菜)、博多蕾菜、はくさい(なばなの栽培)(ふくたち)、はたけな(畑菜)(なばなの栽培)、はなっこりー、みずかけな(水掛菜)、めいけな(女池菜、新潟なばな、角田冬菜、新潟小松菜)	○	慣行的に化学肥料、化学合成農薬が使用されている。
		のざわな	野沢菜		
20	非結球あぶらな科葉菜類	みずな	みずな(京菜、水菜、京水菜)、みぶな(壬生菜)	○	①
	な科葉菜類	ルッコラ	ロケット、セルパチコ、ガルギール、エルーカ	×	⑤
21	結球あぶらな科葉菜類	キャベツ	チリメンキャベツ、サボイキャベツ	○	①
		はくさい		○	①
22	せり科葉菜類	セルリー		○	①
		パセリ	モскарルドパセリ、イタリアンパセリ	○	①
		せり		×	⑤
		フェンネル(葉)	ういきょう、スティッキオ	×	⑤
23	レタス類	エンダイブ	ニガチシャ、キクチシャ	○	②
		非結球レタス	かきちしゃ(サンチュ、チマサンチュ)、サラダ菜(バターヘッド型レタス、バターヘッド型たまごしゃ)、立ちちしゃ、(ロメインレタス、コスレタス)、美味タス(ピミタス)、リーフレタス(葉ちしゃ、チリメンチシャ、サニーレタス、シルクレタス、フリルレタス、オークリーフレタス、パタピアレタス、ロロロッサ)	○	①
		レタス	クリスプヘッド型たまちしゃ	○	①
24	レタス類以外のきく科葉菜類	しゅんぎく	菊菜、スティックシュンギク	○	④

番号	類分類	作物名	作物名に含まれる別名、 地方名、品種名等の例	判定 ○:可 ×:否	判定根拠
25	しそ科葉菜類	えごま(葉)		×	⑤
		しそ	おおぼ	○	地域の防除基準
26	ヒユ科葉菜類	おかひじき	クサヒジキ、オカミル、ミルナ	×	⑤
		ふだんそう	ベトラープ、あかふだんそう、スイスチャード、デトロイト	○	非結球アブラナ科で分類
		ほうれんそう		○	①
27	葉菜類	エンサイ	エンツァイ、あさがおな、空心菜、通菜、ヨウサイ	×	⑤
		つるむらさき	シンツルムラサキ	○	③
		モロヘイヤ	タイワンツナソ、シマツナソ	○	②
28	ふき類	ふき		×	⑤
29	茎野菜類	アスパラガス		○	①
		うど		○	②
		ルバーブ	ショクヨウダイオウ	×	⑤
		いちご	オランダイチゴ	○	①
		オクラ		○	②
		カモミール	カモマイル、カミツレ、ジャーマンカモミール、ローマンカモミール	×	⑤
		みょうが(花穂)	はなみょうが	○	②
れんこん	はず	○	④		
30	-	稲	水稲(移植、直播)、陸稲	○	①
31	麦類	えんぱく	オートムギ、エン麦、カラスムギ	○	①
		大麦	二条種、六条種、はだか麦	○	①
		小麦		○	①
		ライ麦		○	②あり、慣行的に化学肥料、化学合成農薬使用
32	ヒユ科雑穀類	アマランサス(種子)	ヒモゲイトウ、センニンコク、スギモリケイトウ、フジゲイトウ、繁穂ヒユ、種粒ヒユ	×	⑤
33	イネ科雑穀類	あわ		×	②、④があるが、通常の営農管理において、慣行において化学合成農薬使用していない
		きび		×	⑤
		食用ソルガム	もろこし、たかきび、こうりゃん	×	⑤
		はとむぎ		○	②あり、慣行的に化学肥料、化学合成農薬使用
34	とうもろこし	とうもろこし(子実)		○	②
		未成熟とうもろこし	スイートコーン	○	①
		そば	だつたんそば	○	① 3,000円/10a
35	穀類	えごま(種子)		×	⑤
		なたね		○	慣行的に化学肥料、化学合成農薬使用
		飼料作物	飼料用とうもろこし	○	② 3,000円/10a
36	飼料作物	ソルガム	デントコーン	○	② 3,000円/10a
			スーダングラス	○	② 3,000円/10a

判定根拠 凡例

- ① 地域慣行レベル
- ② 長野県防除基準
- ③ 地域の防除基準
- ④ 長野県栽培指標
- ⑤ 防除基準なし、慣行において化学合成農薬を使用していない

6 申請手続き等

初めて申請する場合

農業者団体を作る。 ※ 既存の任意組織でも可。ただし、環境保全型農業直接支払交付金に取り組むこと、交付金使途決定の方法等を定めるため規約の改正が必要です。

- ① 規約作成
(構成員名簿, 推進活動を実施すること, 交付金使途決定の方法を規約に定める必要があります。)
- ① 農業者団体の代表者を定める
- ② 農業者団体の口座開設 (利息の付かない専用通帳を推奨)

令和元年度から
取組を開始した団体

令和元年度からの5年間の
事業期間終了に伴い、
令和6年度からの5年間の
事業計画等を提出します。

初年度

5年間の事業計画等を提出する。(6月末まで) ※ 原則として対象活動が開始される前までに提出。

対象活動の合計面積や推進活動の計画等を記載し、市町村長から認定を受けます。

- 申請書 (共通様式第1号)
- 事業計画 (共通様式第2号)
- 営農活動計画書 (共通様式第3号)

添付書類(必要に応じて提出)

農業者の組織する団体	規約	
一定の条件を満たす農業者	個人、法人(一戸一法人)	
	複数の農業者で構成される法人 複数の農業者で構成されていることが分かる書類	
有機農業の取組を実施しようとする農業者	農場管理シート・現地確認チェックリスト	様式第1号および添付様式1 ※1

※1 様式第1号および添付様式1は毎年度提出が必要です。
有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、認定証の写し又は認証機関に提出した書類を様式第1号および添付様式1に代えることができます。

対象活動を行う農地が所在する市町村の担当窓口へ提出します

継続して申請する場合 (令和2年度以降から取組開始)

変更時

計画に変更が生じた場合 (6月末まで)

次に定める事項の変更は**重要な変更**になります。
6月末まで変更申請書等を提出し、市町村長から計画変更の認定を受ける必要があります。

- ア 事業の目標の変更
- イ 事業の種類の変更
- ウ 事業の実施期間の変更
- エ 事業の実施区域の変更(対象活動を実施するほ場の変更)
- オ 自然環境の保全に資する農業の生産方式の変更(対象活動の変更)
- カ 農業生産活動(対象活動)の**取組面積の増加**又は年当たり**交付金額の上限の増加**

- 変更申請書(共通様式第5号)
- 変更する書類を添付

※ 当年の計画確認のため、営農活動計画の提出を毎年度求める場合があります。

毎年度

有機農業の取組を実施しようとする農業者

- 農場管理シート・現地確認チェックリスト(様式第1号および添付様式1)

※毎年度**6月末まで**提出

左記以外の**軽微な変更**が生じた場合(届出)

- 変更申請書(様式第5号)
- 変更する書類を添付

申請手続き等

6月末以降に軽微な変更が生じた場合は速やかに市町村へ届出。
□変更申請書(様式第5号) □変更する書類を添付

毎年度

毎年度

交付申請書(市町村への交付申請書)※様式・提出時期は市町村で異なります。

- ・交付金の交付を受けるために、農業者団体等が交付を受ける予定の金額を記載します。
- ※規約で定めた交付金使途に沿って事務経費や推進活動等の経費を支出可能ですが、市町村からの交付決定以降の経費のみが対象です。
(飲食等、支出できない経費もあるため、事前に市町村へ確認願います。)

毎年度

対象活動と推進活動及び環境負荷低減のチェックシートの取組の実施

- ・農業者団体等の構成員ごとに支援対象となる営農活動(堆肥の施用, 緑肥の作付, 有機農業, 冬期湛水管理等)を行います(7~17ページ参照)。
- ・農業者団体等として共通の推進活動を行います(6ページ参照)。
- ・環境負荷低減のチェックシートの取組については、内容を理解した上で、実施します(4, 5ページ参照)。

毎年度

実施状況報告書等(様式第6号, 様式第14号等)

(提出期限: **令和6年12月23日頃まで**)

(1)実施状況報告書(様式第6号)

農業者団体等の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体等として取り組んだ推進活動を記載して、必要書類(生産記録, 写真等)をまとめて提出します。

必要書類は対象活動により異なりますので市町村に確認願います。

※**令和7年3月末までに確実に終了する**予定の取組を記入し提出してください。

⇒ **!! 取組途中で年度をまたぐものは記入しないこと!!**

(2)環境負荷低減のチェックシート(様式第14号)

!!! 見込みで実施状況報告書を提出後、

不測の事態で履行できない場合は、早急に市町村へ報告願います !!!

毎年度

交付金の入金・支出

- ・都道府県や市町村が取組内容を確認後、農業者団体等の預金口座へ振り込まれます。
- ・農業者団体は口座振り込まれた交付金を、規約に定めたとおり構成員に**速やかに**分配し、3月末(**令和7年3月31日まで**)に交付金を全額支出します。

毎年度

実績報告書(市町村への実績報告書) ※様式・提出時期は市町村で異なります。

- ・交付金の使いみちを記載します。※交付金の使いみちは、農業者団体等の規約に基づいて決定してください。

毎年度

営農活動実績報告書(様式第10号又は、共通様式第6号)

(提出期限: **令和7年4月5日頃まで**)※市町村に確認願います。

- ・実施状況報告書を見込みで提出した場合、生産記録等、必要な書類を添付し提出。
- ・実施状況報告書の提出時点で対象活動等を実施済みであり報告内容に変更が無い場合、営農活動実績報告書の提出を省略できます。

対象活動を行う農地が所在する市町村の担当窓口へ提出します

農業者団体等が本交付金実施状況報告までに整備しておく書類1/2

項 目		チェック	備 考
提出書類	共通	<ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷低減のチェックシート(個人ごと)※ ※民間団体によるGAPの第三者認証(GLOBALG.A.P., ASIAGAP, JGAP)を取得している場合は、認定証の写しを提出することで環境負荷低減のチェックシートの提出を省略できます 但し、認定の期限が切れていたり、申請中の場合は、省略できません 	<p>※環境負荷低減のチェックシートは、すべての項目でチェックが必要。なお、有機農業の取組により「該当なし」となる場合は、チェックではなく斜線を記入してください。</p>
	有機農業	<ul style="list-style-type: none"> ●生産記録(個人ごと) ※生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術等、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、有機JAS認証や特別栽培農産物認証等の認証の写し又は認証機関に提出した書類を提出することで生産記録に代えることができますが、記載内容によっては追加で書類が必要です。(例:有機JAS認証を受けていない農地も交付対象農地とする場合) ●資材証明書等の写し(個人ごと) 有機農産物規格別表1の肥料及び土壌改良資材又は別表2の農薬を農産物の生産過程に使用した場合。 ※購入資材の場合は、資材証明書の写し等の原材料と製造工程がわかるものが必要です。 なお、一定の条件を満たす機関(登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会)が評価し公表した資材リストに掲載された資材である場合は、上記に代わり「当該資材が掲載されている頁の写し」及び「使用した資材の袋や購入伝票の写し」でもかまいません。 自給資材についても、原材料と製造工程がわかるものが必要となります。 ●土壌診断結果書類の写し 加算措置の取組を実施した場合。 ●有機JAS認証取得者の場合 認定証や確認証および認証ほ場一覧の写し 	<p>様式第1号および添付様式1(農場管理シート・現地確認チェックリスト)は6月末までに作成し市町村へ提出。</p>  <p>有機資材リスト https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki_shizai_risuto.html</p>
保管する証拠書類	共通	<ul style="list-style-type: none"> ●出荷・販売伝票の写し(個人ごと)(10アール未満の作物の取組の場合に必要) ●ほ場面積が確認できる書類の写し(交付金額の算定の基となった書類(共済細目書など公的資料)(個人ごと) ●農業振興地域(青地、白地)内の農地もしくは生産緑地地区の農地であることを市町村に確認する ●ほ場の権利関係がわかる利用権設定や契約書の写し(交付ほ場にて適正に利用する権利関係がわかる書類)(農地の利用権、生産物の販売権および処分権が申請者にあることが明記されていること)(個人ごと) ●推進活動の実施内容や実施日等がわかる書類等(写真や会議資料添付)(個人ごと) ※特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定により免除される場合は認定書の写し ●環境負荷低減のチェックシートに記載した取組を証明する書類等(帳簿の写しや写真等)(個人ごと) ●信州の環境にやさしい農産物認証の認定証の写し(個人ごと) 	<p><input type="checkbox"/> その他: 主作物の生育状況を写真で記録しておくのが望ましい。</p>
	堆肥の施用	<ul style="list-style-type: none"> ●堆肥の購入伝票等の写し(①購入した場合は、購入伝票。②無償取引の場合は、取引書類。③自家製堆肥の場合は、堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類。)(個人ごと) ●施用した堆肥の成分証明書の写し(過去の堆肥成分分析結果でも可) ●土壌診断結果(毎年度、堆肥施用前に土壌分析・診断を実施)※ ●施肥管理計画(堆肥施用量「長野県施肥基準」範囲超の場合に必要な)の写し 	<p><input type="checkbox"/> その他: 堆肥施用の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。</p> <p>※土壌タイプ、これまでの管理状況や作物の収量等が同程度の場合は申請ほ場の一部の土壌診断結果でも可。同等であることがわかるものを保管しておくこと。</p>  <p>長野県施肥基準 https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryu/documents/naganoken.pdf</p>

農業者団体等が本交付金実施状況報告までに整備しておく書類2/2

項 目		チェック	備 考	
保管する証拠書類	緑肥（カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培）	●種子購入伝票等の写し（種子購入量がカタログの播種量と合っていること）（個人ごと） ●標準的な播種量を証明するカタログ等の写し	□その他： カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培において播種した植物の生育の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。	
	不耕起栽培	●除草剤購入伝票等の写し（播種前に適正に除草剤が散布されていることがわかること）（個人ごと）	□その他： 実施した様子を記録した写真を添付するのが望ましい。	
	長期中干し	●中干しを14日以上かつ溝切を10aあたり1本以上を実施したことがわかる書類の写し（作業日誌、実施時の写真等）（個人ごと）	□その他： 実施した様子を記録した写真を添付するのが望ましい。	
	秋耕	●実施したことがわかる書類の写し（作業日誌、実施時の写真等）（個人ごと）		
	有機農業の加算措置（堆肥の施用）	●堆肥の購入伝票等の写し（①購入した場合は、購入伝票。②無償取引の場合は、取引書類。③自家製堆肥の場合は、堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類。）（個人ごと） ●施用した堆肥の成分証明書の写し（過去の堆肥成分分析結果でも可） ●施肥管理計画（堆肥施用量が「長野県施肥基準」範囲超の場合に必要な）の写し	□その他： 堆肥施用の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。  長野県施肥基準 （前ページ再掲） https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/documents/naganoken.pdf	
	有機農業の加算措置（緑肥の作付）	●種子購入伝票等の写し（種子購入量がカタログの播種量と合っていること）（個人ごと） ●標準的な播種量を証明するカタログ等の写し	□その他： カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培において播種した植物の生育の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。	
	冬期湛水管理	●生産記録（各個人ごと）に「取水措置」、「漏水防止措置」、「定期的な点検活動」の方法や時期が記入されていること（個人ごと） イトミミズ等のエサとなる購入した有機質肥料施用の場合 ●3,000円/10a以上の有機質肥料等の購入伝票等の写し（個人ごと） 畦畔補強等の実施の場合 ●漏水防止措置のための畦畔等の補修等の写真の写し（個人ごと）	□その他： 冬期湛水状況の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。	
	IPMと組み合わせた交信かく乱剤による害虫防除	●生産記録（各個人ごと）に「交信かく乱剤の設置時期」、「交信かく乱剤の設置本数」が記入されていること（個人ごと） ●交信かく乱剤の購入伝票等の写し ●適切な設置本数を証明するラベルやカタログ等の写し ●長野県IPM実践指標の写し	□その他： 交信かく乱剤の設置状況の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。  長野県IPM実践指標 https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo/ipm.html	
	有機農業取組拡大加算	指導する農業者（個人ごと） 指導を受ける農業者（個人ごと）	●有機農業の経験や技術について証明する書類 ※有機JAS取得者は認定証の写し、 長野県有機農業推進アドバイザーの場合は認定通知や名簿の写し など、市町村で客観的に有機農業を指導できる者と判断できる書類が必要です。 ●指導を受けた日付、指導を受けた作業内容のわかる作業日誌等の写し ● これまでに有機農業の技術や経験がないこと（初めて有機農業に取り組むこと）がわかる書類	□その他： 指導の実施状況の様子を記録した写真を添付するより望ましい。

- 市町村へ 実施状況報告（国様式第6号）提出の際、証拠書類等の確認を市町村から受けてください。また、県・農政局が申請農業者団体等の中から証拠書類等の整備状況について抽出検査を行います。
- 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から**5年間保存**が必要です。

